

2023年10月から導入される、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、Q&A方式で、売上先に対して・登録等、支払先に対して、事務処理ほか、を順に説明します。なお、今国会で成立予定の2023年度税制改正の内容を含んでおります。

● インボイスQ&A（事務処理ほか）

インボイス対応の追加記載事項等について教えてください。

必要な要件を満たしていれば、請求書のほか、領収書や納品書、レシートなどもインボイスとなります。通常は請求書をインボイスとすればOKですが、請求書発行がない場合は、領収書・レシート等をインボイスにすればOKです。

現行の請求書等に、「登録番号」「適用税率」「税率ごとの消費税額」を追加記載すれば要件OKとなります。

小売業や飲食店業の、簡易インボイスについて教えてください。

不特定多数に対して商品の販売やサービスを提供する業種では、内容を簡易化した簡易インボイスで代用することもできます。具体的には小売業、飲食店業、旅行業、タクシー業、写真業、駐車場業（不特定多数を対象に限る）などの業種です。交付先名は不要で、税率ごとの適用税率または消費税額の記載でOKです。

なお、小売業や飲食店などで、事業者の利用が想定される場合は、「当店はインボイス登録事業者です」などを店頭に掲げることも考えられます。

事務所や駐車場の賃貸契約のインボイス対応について教えてください。

従来からの賃貸契約書では、インボイス要件の記載不足が考えられます。その場合は、契約書を作成しなおすか、不足する記載事項（登録番号・適用税率・税率ごとの消費税額）の通知書を作成し、契約書とともに保存をする必要があります。

会計ソフト入力等について教えてください。

現行では、10%・8%・非（不）課税を区分すればよいのですが、今後はインボイスの有無についても区分しなければなりません。現金出納帳や通帳に目印することも考えられます（例：課税10%は目印なし、課税8%は「8%」、インボイスなし10%は「⑩%」、インボイスなし8%は「⑧%」など）。会計ソフトへの入力は、通常は課税10%となっているので、税区分に応じて消費税コードを変更する必要があります。

なお、3万円未満の公共交通機関運賃等や、基準期間の課税売上高が1億円以下等の事業者で1回の取引が税込1万円未満の場合は、「インボイスあり」と取り扱って問題ありません。

キャッシュレスで支払った場合は？

クレジットカードや電子マネーで支払った場合でも、インボイスの保存が必要となります。カード会社から送付される利用明細や取引履歴のみでは、インボイスと認められませんので、領収書等のインボイスの入手と保存が必要となります。

【夏季休業のお知らせ】

8月11日（金・祝）～15日（火）は夏季休業させていただきます。お盆明けは8月16日（水）から営業予定です。ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい

■税務カレンダー

	内容	備考
7月		
8月	個人事業税納付（第1期） 個人住民税納付（第2期）	

- (注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内
個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日
源泉所得税の納付期限は、翌月10日(納期特例は上期7月10日、下期1月20日)。
住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります。